

京都大学におけるライセンス等の対価として取得する株式等取扱規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）の研究成果に係る知的財産権のライセンス等の対価を現金に代えて株式等で取得する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。</p> <p>(4) } (略)</p> <p>(5) }</p> <p>(株式の取得)</p> <p>第3条 ライセンス等の対価を株式等により取得することができるのは、ライセンス等を行った相手方が大学発ベンチャー企業（以下「ベンチャー企業」という。）であり、かつ当該ベンチャー企業が当該ライセンス等に係る対価を現金で支払うことが困難な場合に限るものとする。</p> <p>第4条 産官学連携本部長（以下「本部長」という。）は、ライセンス等の対価について、ベンチャー企業から株式等による支払いの申込みを受けたときは、当該ベンチャー企業の財務状況その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を審査し、その取得の可否を決定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 <u>前条の規定により新株予約権を取得した場合には、当該予約権の行使が可能となり次第直ちに当該予約権を行使し、株式を取得するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、新株予約権を行使前に売却することを妨げるものではない。</u></p> <p><u>(経営参加の制限)</u></p> <p>第6条 <u>本学は、前2条の規定により取得した株式等に基づく当該ベンチャー企業の経営に参加する権利については、原則として行使しない。ただし、当該権利を行使しないことが当該ベンチャー企業の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合等例外的かつ緊急避難的な場合については、この限りではない。</u></p> <p><u>(株式の売却)</u></p> <p>第7条 <u>本学は、第4条及び第5条により取得した株式が公開株である場合は、取得後速やかに売却するものとし、当該株式が未公開株である場合は、当該株式の公開後速やかに売却するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、未公開株を公開前に売却することを妨げるものではない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(株式等の取得)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>第4条 }</p> <p>2 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(実施補償)</p> <p><u>第8条</u> 知的財産権に係るライセンス等の対価として株式等を取得した場合における研究者等への実施補償は、発明規程第2条第2号及び第3号に規定する権利並びに同第25条第1項に規定するデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物の著作権のライセンス等を行った場合は、発明規程第22条から第25条の、研究成果有体物取扱規程第2条第1項第3号に定める研究成果有体物のライセンス等を行った場合は、研究成果有体物取扱規程第10条の定めるところによる。この場合において、発明規程第22条第1項及び研究成果有体物取扱規程第10条第1項中「収入を得た場合」とあるのは、「株式等を取得した後、その株式等を<u>換金し収入を得た場合</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途本部長が定める。</p>	<p>(実施補償)</p> <p><u>第5条</u> 知的財産権に係るライセンス等の対価として株式等を取得した場合における研究者等への実施補償は、発明規程第2条第2号及び第3号に規定する権利並びに同第25条第1項に規定するデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物の著作権のライセンス等を行った場合は、発明規程第22条から第25条の、研究成果有体物取扱規程第2条第1項第3号に定める研究成果有体物のライセンス等を行った場合は、研究成果有体物取扱規程第10条の定めるところによる。この場合において、発明規程第22条第1項及び研究成果有体物取扱規程第10条第1項中「収入を得た場合」とあるのは、「株式等を取得した後、その株式等を<u>売却し金銭を受領した場合</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条</u> (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年6月9日から施行する。</p>